

IASB Update

2021年9月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されており正式に書面投票が行われる。

審議会は 2021 年 9 月 20 日から 24 日にリモートで会議を行った。

目次

作業計画の概要

- [審議会の作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)

作業計画の概要

審議会の作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は 2021 年 9 月 20 日に会合し、[作業計画](#) についてのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

審議会は作業計画についての次回のアップデートを 2022 年 1 月までに受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

審議会は 2021 年 9 月 20 日に会合し、公表予定の情報要請について議論した。

関連情報

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

要約のポッドキャスト

[過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

審議会は、情報要請の公表を承認し、120日のコメント期間を設定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は情報要請を2021年9月の最終週に公表する見込みである。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は2021年9月21日に会合し、動的リスク管理モデル（DRMモデル）の精緻化の可能性について議論した。考えられる精緻化は、作成者との会合で識別された課題の1つ（すなわち、DRMモデルにリスク限度を織り込むこと）に対処するものである。

審議会は何も決定を求められなかった。

次のステップ

今後の会議で、審議会は、作成者との会合で識別された主要な課題に対処するための精緻化の可能性について引き続き議論する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2021年9月24日に会合し、金融負債又は資本性金融商品への金融商品の分類について議論した。次のことについて議論した。

- 条件付決済条項のある金融商品
- 法律が金融商品の契約条件に与える影響

条件付決済条項のある金融商品（アジェンダ・ペーパー5A-5D）

審議会は、次のものを分類するにあたって生じる問題について議論した。

- a. 条件付決済条項（IAS第32号「金融商品；表示」の第25項に記述）のある金融商品
- b. 偶発事象の影響を受ける特性を有するその他の金融商品

それから審議会は、そうした実務上の問題を解決する可能性のあるIAS第32号の考えられる明確化について議論した。

審議会は何も決定を求められなかったが、考えられる明確化をさらに開発する意向を示した。

法律が金融商品の契約条件に与える影響（アジェンダ・ペーパー5E-5F）

審議会は、法律で契約に織り込むことが要求されている条件（又は、法律によって課されていて契約には織り込まれていない他の要求）を、金融商品を分類するにあたり考慮する必要があるかどうかを金融商品の発行者が決定する際に、実務において生じる問題について議論した。

それから審議会は、そうした実務上の問題を解決する可能性のある考えられる明確化について議論した。

審議会は何も決定を求められなかったが、考えられる明確化をさらに開発する意向を示した。

次のステップ

審議会は今後の会議でこれらのトピックについて引き続き議論する。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2021年9月20日に会合し、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において示した予備的見解を再審議する計画を検討した。

審議会は次のような追加的作業の実施を優先することを決定した。

- a. ディスカッション・ペーパーにおいて記載した企業結合に関する開示要求のパッケージについて暫定的な決定を行う。
- b. のれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面を、次のことを含めて分析する。
 - i. のれんの耐用年数及びのれんが減衰するパターンの信頼性のある見積りを行うことが実行可能かどうか
 - ii. 審議会が償却を再導入することを決定したとした場合に、償却に基づくモデルへの移行時に多額ののれんの認識の中止を行うことの潜在的な影響

審議会はその後に、のれんを会計処理するための減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解について再審議する。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は今後の会議でプロジェクト計画をフォローする。

採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

審議会は2021年9月23日に会合し、採掘活動のリサーチ・プロジェクトの範囲及び目的について議論した。

プロジェクトの範囲及び目的（アジェンダ・ペーパー19A）

審議会は、本プロジェクトの範囲及び目的は、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」の2つの側面を採求することであるべきであると暫定的に決定した。

- a. より有用な情報を財務諸表利用者に提供するために、企業の探査及び評価（E&E）の支出及び活動に関する開示目的及び開示要求を改善するための要求事項又はガイダンスの開発

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. IFRS第6号の暫定的な位置付けの解消

12名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成した。

これらの決定に至るにあたり、審議会は一連のより詳細な暫定的な決定を行った。

IFRS第6号の範囲内の事項（アジェンダ・ペーパー19C）

審議会は、E&Eの支出及び活動に関する開示を改善するための要求事項又はガイダンスの開発を採求することを暫定的に決定した。

審議会は、E&E支出に適用すべき会計処理単位や、どのE&E支出を資産化すべきか及び資産化の開始及び停止をいつ行うべきかに関する要求事項を開発しないことを暫定的に決定した。

審議会はまた、無形のE&E支出及び研究開発支出の会計処理の標準化についての要求事項を開発しないことも暫定的に決定した。審議会は、E&E資産の減損についての追加的な要求事項又はガイダンスを開発しないことも暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 第6号の範囲外の事項 (アジェンダ・ペーパー19D)

IFRS 第6号の範囲外の事項に関して、審議会は、他のIFRS基準書の適用に関する要求事項又はガイダンスを採掘活動のリサーチ・プロジェクトの一部として開発しないことを暫定的に決定した。審議会はまた、共同契約の会計処理や、IFRS基準で具体的に定められていない開示について本プロジェクトの一部としてさらに検討をしないことも暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

埋蔵量及び資源の情報 (アジェンダ・ペーパー19E)

審議会は、財務諸表における埋蔵量及び資源の情報についての要求事項又はガイダンスの開発を探索しないことを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会はこのプロジェクトについてどのようなリサーチを行うべきかを検討する。

基本財務諸表 (アジェンダ・ペーパー21)

審議会は2021年9月21日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における下記に関する提案のいくつかを再審議した。

- 経営者業績指標 — アジェンダ・ペーパー21A 及び 21B
- 集約及び分解の原則と基本財務諸表及び注記へのそれらの適用 — アジェンダ・ペーパー21D

経営者業績指標及び一般とのコミュニケーションの範囲 (アジェンダ・ペーパー21A)

審議会は、経営者業績指標の定義における一般とのコミュニケーションの範囲について議論したが、結論に至らなかった。審議会は、経営者業績指標に関する提案の目的及び当該目的を満たすために詳細なガイダンスがどの程度まで必要とされるのかを考慮して、一般とのコミュニケーションの範囲を明確化する方法をさらに探求する意向を示した。

審議会はまた、経営者業績指標の定義の他の側面も検討し、企業が次のことを要求されない旨を明確化する方法について議論する意向を示した。

- a. 期中財務諸表において提供した開示を年次財務諸表において繰り返すこと
- b. 経営者業績指標を識別するために、以前の財務諸表に関連する過去のコミュニケーションをレビューすること

審議会は、一般とのコミュニケーションの時期及び経営者業績指標に関する要求事項が非公開企業にどのように適用されるのかについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

経営者業績指標 — 定義のその他の側面 (アジェンダ・ペーパー21B)

審議会は、経営者業績指標の定義を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. IFRS基準が定めている合計又は小計を補完することへの言及を削除する。
- b. IFRS基準が定めている合計又は小計は経営者業績指標ではない旨を記述する。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、経営者業績指標は業績の一側面についての経営者の見方を提供するという要求案について議論したが、結論に至らなかった。審議会は、経営者業績指標に関する提案の目的及び当該目的を満た

すために詳細なガイダンスがどの程度まで必要とされるのかを考慮して、当該提案をさらに分析する意向を示した。

集約及び分解の原則と基本財務諸表及び注記へのそれらの適用（アジェンダ・ペーパー21D）

審議会は、全般的な表示及び開示の要求事項と集約及び分解の原則との関係を、次のことによって示すことを暫定的に決定した。

- a. 資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローのクラスに関する情報を提供するという全般的な要求を、基本財務諸表における表示に関する全般的な要求事項と区別する。
- b. クラスに関する情報を提供するという全般的な要求を財務諸表の目的と関連付ける。
- c. 当該要求における「重要性がある」への言及を削除する。
- d. 資産、負債、収益、費用、資本項目又はキャッシュ・フローのクラスを「共有している特性に基づく項目（資産など）の集約」として定義する。
- e. 次のことを説明する。
 - i. そうしたクラスへの集約の目的は、情報を理解可能にすることである。
 - ii. そうしたクラスを開示するという要求は、すべての重要性があるクラスに適用される。したがって、集約された項目のクラスは、結果として生じる分解されたクラスが重要性のある情報を提供する場合には分解すべきである。重要性があるクラスは、各項目が単一の異質な特性を有していることにより生じる可能性がある。

12名の審議会メンバー全員が、「クラス」がすべての状況において使用すべき最善の用語なのかどうかを検討することを条件に、これらの決定に賛成した。この但し書きは、アジェンダ・ペーパー21Dに関しての審議会の決定のすべてに適用される。

審議会は、開示している項目クラスが基本財務諸表における科目にどのように含まれているのかを説明するよう企業に要求することを暫定的に決定した。12名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

審議会は、次のような特性を要約した適用指針を含めることを暫定的に決定した。

- a. 共有されている場合には、財務諸表において提供される情報の理解可能性を高めるクラスを構成する項目を集約するための基礎となる可能性のある特性
- b. 共有されていない場合には、単一の項目クラスを重要性がある情報を提供する別々のクラスに分解するための基礎となる可能性のある特性

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

注記における集約及び分解

審議会は、一般的に、あるクラスの中の項目が多様であるほど（すなわち、当該クラスの基礎となっている共有された特性以外に、当該項目が有している異質な特性が多いほど）、それらの異質な特性のいくつかに基づく分解が重要性のある情報をもたらす可能性が高いであろうと記述する適用指針を設けることを暫定的に決定した。12名の審議会メンバーのうち7名がこの決定に賛成した。

審議会はまた、クラスに関する情報を提供するという全般的な要求に関してコストによる救済措置を設けるべきかどうかについても議論した。審議会は、今後の会議で、具体的な開示要求についてのコストによる救済措置を検討した後に、この議論を続けることを決定した。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

基本財務諸表における集約及び分解

審議会は、一般的に、あるクラスの中の項目が多様であるほど（すなわち、当該クラスの基礎となっている共有された特性以外に、当該項目が有している異質な特性が多いほど）、それらの異質な特性の

いくつかに基づく分解が理解可能性のより高い概観をもたらす可能性が高いであろうと記述する適用指針を設けることを暫定的に決定した。

12名の審議会メンバーのうち7名がこの決定に賛成した。

次のステップ

審議会は、今後の会議で、アジェンダ・ペーパー21C、21E 及び 21F について議論し、本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675